

eLTAX（エルタックス/電子申告）について

給与支払報告書の提出はeLTAX（エルタックス/電子申告）をご利用ください。

源泉徴収票をeLTAX又は光ディスク等で税務署に提出する義務のある事業所は、市区町村に提出する給与支払報告書の提出についても、eLTAX又は光ディスク等により提出することが義務付けられています。

<電子データによる提出時のお願い>

○指定番号を入力する際は、8桁の数字を使用してください。

○提出の際は、なるべく早めの提出にご協力ください。

（データ不備の場合、再提出をお願いする場合があります。）

○eLTAX又は光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、お使いの法定調書作成ソフトで住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、必ず、摘要の項目に該当する記号（A～G）又は略語（特別徴収ができない理由を参照）の入力をお願いします。記号又は略語の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。

<参考>PCdesk（eLTAX対応無料ソフトウェア）を使用した場合の個人別明細書の入力画面（例）

eLTAX を利用する場合には
当市が発行した書類に記載
されている指定番号
（8桁の数字）を使用して
ください。

※ご使用されている法定調書作成ソフトによって、画面は異なります。